

宇佐見耕一 編

『新興諸国における高齢者生活保障制度 ——批判的社会老年学からの接近』

研究双書 No. 五九四 アジア経済研究所



分析を展開することにする。すなわち批判的社会老年学は、高齢化を社会的要因との関係で分析することである。そこには社会構築論に代表

本書では、経済発展が続き、それと並行して高齢化が進行しつつある新興諸国において、高齢者の生活を支える生活保障制度がどのような性格のものであるのかという問題について、それに対する既存の理解を再構成しつつ分析しようとするものである。序章においては各国における高齢化を概観し、問題の所在を明らかにする。続いて本課題を分析する際の方法論に関して、社会老年学と批判的社会老年学の系譜を概観し、新興国における高齢者研究の方向性を探る。本書で分析の対象とされる諸国・地域は、アジアでは、韓国、台湾、香港、アフリカから南アフリカを、ラテンアメリカからはメキシコとアルゼンチンの二国に加えて、新興国に含まれないが高齢化の著しい開発途上国としてキューバの事例を取り上げることとする。

本書の最大の特質に、分析視角として批判的社会老年学を紹介した点がある。批判的社会老年学の核心はつぎの点にあるという合意のもとに、各章で

されるような解釈的手法と、高齢者を取り巻く構造的要因を明らかにする実証的手法があり、両者が相互補完的であると考える。本書の多くの章では、高齢者政策に関する既存の認識を疑問視し、それを再構成する作業を行っている。そのため、分析手段として言説分析を行った章が多い。

本書での新興国における高齢者への生活保障政策への検討から、つぎの三点が注目すべき点として浮かび上がった。第一に、高齢者保障政策自体の位置づけの問題である。行政における言説では、高齢化に対処し高齢者のために高齢者保護制度を策定しているとされる。しかし、高齢者を対象とした政策の背後には、隠蔽された別の政策的意図が存在するとの指摘がみられた。南アフリカのように失業対策の不備に対する非難回避のための高齢者保

護制度の拡充がなされている場合がある。反対にキューバにおいて高齢者政策は、「労働者の国」キューバという社会主義体制に覆われて、高齢者への十分な公的生活保障が実現されていない。

第二点は、高齢者保護政策と新自由主義の関係である。香港のようにレッセフェールの体制が継続されている地域では、新自由主義を背景とした社会保障言説が影響を持ち、貧困高齢者への政策のなかにも強制的自己選択・自立支援といった政策が実現されている。しかし、その他の国では二世紀になつてから新自由主義は少なくとも格差問題を解決できなかったと批判される場合が多い。そのため、社会政策へ新自由主義的言説が直接持ち込まれることは、回避される傾向にあった。

アルゼンチンでは、二〇〇一年経済危機により新自由主義政策が批判され、現政権の高齢者保護政策は市民権に基づくより普遍的な制度であるとの行政言説がなされている。しかし、実際にそれは普遍主義のレトリックを取り入れたもので、市民権に基づく高齢者の生活保障制度は実現されていないと批判されている。メキシコでは、新自由主義的高齢者政策推進する連邦政府に対して、メキシコ市政府が普遍主義的政策アイデアを提起し、その一部が実現されている。

第三は、公的高齢者保護政策と家族主義ないし家族規範との複雑な関係が見られる点である。韓国では、一九八

一年に老人福祉法が制定されて以降、高齢者問題が社会的問題と可視化されたが、法律自体は家族機能の維持を目的としたものであるとされる。その後、高齢者福祉は、普遍主義的福祉国家と家族規範の間を揺れ動いている。台湾でも家族による高齢者福祉は限界に達し、福祉改革が模索されている。キューバにおいても、国家が国民の最低生活保障を行う制度的原則の背後に、家族ができる限り高齢者の生活保障を行うべきであるという補完性原理が見られる。

（つさみ こういち／アジア経済研究所ラテンアメリカ研究グループ）